

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市名誉市民推薦審議会 昭和 46. 8. 1 設置	名誉市民の選考について、市長の諮問機関として設置する。	川崎市名誉市民 条例第5条 川崎市名誉市民 条例施行規則第6 条	総務企画局 秘 書 課
川崎市公共事業評価審査 委員会 平成 27. 4. 1 設置	社会資本の整備を目的とする公共事業でその費用が国から交付されるものに係る評価に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	総務企画局 企画調整課
川崎市政策評価審査委員会 平成 28. 4. 1 設置	総合的な計画における重要な政策等の評価に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	総務企画局 企画調整課
川崎市公共施設 マネジメント推進委員会 令和 3. 4. 1 設置	公共施設の総合的かつ計画的な配置、維持管理、更新及び利活用に関する方針の策定、当該方針に基づく取組その他公共施設の総合的かつ計画的な配置、維持管理、更新及び利活用の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	総務企画局 公 共 施 設 総合調整室
川崎市総務企画局 民間活用事業者選定評価 委員会 令和 4. 4. 1 設置	総務企画局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	総務企画局 庶 務 課
川崎市行政不服審査会 平成 28. 4. 1 設置	審査庁の諮問に応じ、市の処分に対する審査請求について調査審議する。	行政不服審査法 第81条第1項 川崎市行政不服 審査条例	総務企画局 コンプライアンス推進・ 行政情報管理部
川崎市情報公開・ 個人情報保護審査会 平成 17. 4. 1 設置	審査庁又は処分庁の諮問に応じ、公文書及び個人情報の開示請求等に対する処分に対する審査請求について調査審議する。	川崎市情報公開 条例第25条 川 崎 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護審査会規則	総務企画局 行政情報課

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市情報公開運営審議会 平成 17. 4. 1 設置	【目的】 情報公開制度等の適正かつ円滑な運営を統合的に推進するため設置する。 【所掌】 1 公文書公開制度及び会議公開制度等情報公開制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じ調査審議する。 2 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な事項について、実施機関の諮問に応じる。 3 情報公開制度の適正かつ円滑な運営に関し、市長に対し必要な意見を述べる。	川崎市情報公開条例第33条 川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第22条 川崎市情報公開運営審議会規則	総務企画局 行政情報課
川崎市資産公開等審査会 平成 5. 9. 1 設置	市長、副市長及び議会の議員の資産等報告書等について、市民から疑義のあった場合に審査する。	川崎市資産公開等審査会条例	総務企画局 行政情報課
川崎市職員懲戒審査委員会 昭和 22. 8. 20 設置	地方公務員法の適用を受けない職員が、職務上の義務に違反し又は職務を怠ったときや職務の内外を問わず公職上の信用を失うべき行為があったときに、懲戒に関する事項を審査する。	地方自治法施行規程第16条 川崎市職員懲戒審査委員会規則	総務企画局 人 事 課
川崎市退職職員の再就職候補者選考委員会 平成 27. 4. 1 設置	退職する職員のうち再就職をしようとする候補者の選考に関して調査審議すること。	川崎市附属機関設置条例第2条	総務企画局 人 事 課
川崎市特別職報酬等審議会 昭和43. 3. 30 設置	【目的】 議会議員の報酬の額及び市長、副市長の給料の額について、市長の意見の求めに応じ審議するため設置する。 【意見の聴取】 1 市長は、報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。 2 市長は、報酬等の額が改定された日から2年を経過したときは、速やかに審議会の意見を聴くものとする。	川崎市特別職報酬等審議会条例	総務企画局 労務厚生課

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市公務災害補償等 認定委員会 昭和 43. 2. 1 設置	職員の災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定をしようとするときは、認定委員会の意見をきかなければならない。	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条	総務企画局 労務厚生課
川崎市公務災害補償等 審査会 昭和 43. 2. 1 設置	実施機関の行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に係る不服申立てについて、審査して裁定を行う。	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第19条	総務企画局 労務厚生課
川崎市退職年金審査会 昭和 30. 1. 1 設置	年金及び一時金の給付に関する異議の審査、又は給付に関し長より諮問にかかわる事項について審議する。	川崎市職員退職年金条例第51条	総務企画局 共 済 課
川崎市行財政改革推進 委員会 平成 28. 4. 1 設置	行財政改革に関する取組及び評価に関して調査審議すること。	川崎市附属機関設置条例第2条	総務企画局 行 政 改 革 マネジメント 推 進 室
川崎市民間活用推進 委員会 平成 31. 4. 1 設置	公共サービスの提供における民間事業者の活力の活用に関する方針その他民間事業者の活力の活用の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	川崎市附属機関設置条例第2条	総務企画局 行 政 改 革 マネジメント 推 進 室

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市財政局 民間活用事業者選定評価 委員会 令和 4. 4. 1 設置	財政局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	財 政 局 庶 務 課
川崎市土地利用審査会 昭和 49. 10. 8 設置	次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)規制区域、監視区域若しくは注視区域の指定若しくは指定の解除またはその区域の減少に関し意見を述べること。 (2)土地取引の届出に対して、市長が勧告をする場合に意見を述べること。 (3)遊休土地に係る計画届出に対して、市長が勧告をする場合に意見を述べること。	国土利用計画法 第39条（必置） 川崎市土地利用 審査会条例	財 政 局 資産運用課
川崎市作業報酬審議会 平成 23. 3. 1 設置	市長の諮問に応じ、特定契約（公契約）に係る作業報酬下限額及び制度について、調査審議する。	川崎市契約条例 第11条	財 政 局 契 約 課
川崎市入札監視委員会 平成 27. 4. 1 設置	入札及び契約の過程並びに契約の内容に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	財 政 局 契 約 課
川崎市政府調達苦情検討 委員会 平成 27. 4. 1 設置	政府調達に関する協定の対象となる調達に係る供給者からの苦情の内容及びその解決に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	財 政 局 契 約 課
川崎市市民文化局 民間活用事業者選定評価 委員会 令和 4. 4. 1 設置	市民文化局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	市民文化局 企 画 課

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市交通安全対策会議 昭和 46. 4. 1 設置	次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)川崎市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。 (2)前号に掲げるもののほか、本市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し及びその施策の実施を推進すること。	交通安全対策基本法第18条 川崎市交通安全対策会議条例	市民文化局 地域安全推進課
川崎市指定特定非営利活動法人審査会 平成 24. 4. 1 設置	次に掲げる事項について市長の諮問に応じ、調査審議し、又は意見を述べる。 (1) 条例指定の申出のあった特定非営利活動法人への基準等への適合に係る審査 (2) 条例に定める基準、手続、その他の指定特定非営利活動法人に係る重要事項	川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例第19条	市民文化局 市民活動推進課
川崎市自治功労賞選考委員会 平成 27. 4. 1 設置	市民の福祉の増進及び市民自治の推進に貢献し、特に顕著な功績のあった者の選考に関して調査審議すること。	川崎市附属機関設置条例第2条	市民文化局 市民活動推進課
川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会 令和 2. 4. 1 設置	人権施策推進基本計画の策定のほか、不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議すること。	川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例第10条	市民文化局 人権・男女共同参画室
川崎市差別防止対策等審査会 令和 2. 4. 1 設置	本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る勧告、命令、公表及び拡散防止措置のほか、不当な差別の解消のために必要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議すること。	川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例第18条	市民文化局 人権・男女共同参画室

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市外国人市民 代表者会議 平成 8.12. 1 設置	【設置】本市の地域社会の構成員である外国人市民に自らに係る諸問題を調査審議する機会を保障することにより、外国人市民の市政参加を推進し、もって相互に理解し合い、ともに生きる地域社会の形成に寄与することを目的として設置する。 【所掌】外国人市民に係る施策その他の外国人市民に関し条例の目的を達成するために必要と認められる事項について調査審議し、市長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。ただし、外国に関する事項は、対象としない。	川崎市外国人市民代表者会議条例	市民文化局 多文化共生 推 進 課
川崎市多文化共生 社会推進協議会 令和 2. 4. 1 設置	国籍、民族又は文化の違いを豊かさとして生かし、全ての人が互いに認め合う多文化共生社会を実現するための施策の推進に関する指針その他当該施策の推進に必要な事項に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	市民文化局 多文化共生 推 進 課
川崎市男女平等推進 審議会 平成 14. 2.19 設置	男女平等推進行動計画を策定する場合のほか男女平等の推進に関する重要事項について市長の諮問に応じ調査審議する。	男女平等かわさき条例第17条	市民文化局 人権・男女 共同参画室
川崎市平和館運営委員会 平成 4. 4. 1 設置	平和館の運営に関する重要事項について、市長の諮問に応じ調査審議する。	川崎市平和館条例第13条 川崎市平和館条例施行規則第16条	市民文化局 平 和 館
川崎市スポーツ推進審議会 平成 24. 1. 1 設置	次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) スポーツの推進に関する重要事項について調査審議を行うこと。 (2) スポーツ団体に対して補助金を交付しようとする場合に意見を述べること。	スポーツ基本法第31条 川崎市スポーツ推進審議会条例 川崎市スポーツ推進審議会条例施行規則	市民文化局 市民スポーツ室

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市文化芸術振興会議 平成 17. 10. 1 設置	次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)文化芸術振興計画の策定や変更にあたり意見を述べること。 (2)文化芸術振興計画に基づく成果又は結果について評価（文化アセスメント）を行うこと。 (3)市長の諮問に応じ、文化芸術の振興に関する重要事項について調査審議すること。	文化芸術振興条例第9条 文化芸術振興会議規則	市民文化局 市民文化振興室
川崎市文化賞等選考委員会 平成 27. 4. 1 設置	市の文化、芸術、地域社会、市民福祉、スポーツ等において、その向上及び発展に尽力し、特に顕著な功績のあった者の選考に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	市民文化局 市民文化振興室
川崎市経済労働局 民間活用事業者選定評価委員会 令和 4. 4. 1 設置	経済労働局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	経済労働局 庶務課
川崎市産業振興協議会 平成 27. 4. 1 設置	産業の振興に関する総合的な施策の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	経済労働局 企画課

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市消費者行政推進委員会 昭和 50. 3. 20 設置	【目的】消費者行政を推進するため、市長の附属機関として設置する。 【所掌】次に掲げる事項をつかさどる。 (1)消費者行政推進計画、商品等について危害の防止のため事業者が遵守すべき基準の設定、消費者訴訟の援助、消費者支援協定の締結等、不適正な事業行為等の調査・指導及び公表に関し意見を述べること。 (2)消費者と事業者との間の取引に関して生じた苦情の処理のあつせん、調停等を行うこと。 (3)その他消費者行政に関する重要事項を調査審議すること。 【部会等】 ○苦情処理部会	川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例第23条 川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則第23～28条	経済労働局 消費者行政センター
川崎市大規模小売店舗立地審議会 平成 12. 6. 1 設置	大規模小売店舗立地法の規定に基づく大規模小売店舗を設置する者によりなされる生活環境の保持のための配慮に関する事項を調査審議する。	川崎市大規模小売店舗立地審議会条例	経済労働局 観光・地域活力推進部
川崎市観光振興計画推進委員会 平成 27. 4. 1 設置	観光の振興に関する施策の指針となる計画の策定、当該計画に基づく事業の進捗状況に関する評価その他観光の振興の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	川崎市附属機関設置条例第2条	経済労働局 観光・地域活力推進部
川崎市農業振興計画推進委員会 平成 27. 4. 1 設置	農業の振興に関する施策の指針となる計画の策定、当該計画に基づく事業の進捗状況に関する評価その他農業の振興の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	川崎市附属機関設置条例第2条	経済労働局 農業振興課

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市農業委員会委員 選考委員会 平成 28. 12. 19 設置	農業委員会の委員の任命に当たり、関係団体等から推薦を受けた者及び募集に応募した者の数が委員の定数を超えた場合等には、関係者からの意見聴取その他の任命の過程の公平性及び透明性を確保するために必要な措置を講じるよう努めなければならないと省令で定められたことから、委員の選考に関して第三者の専門的視点から調査審議する。	川崎市農業委員会 の委員及び農 地利用最適化推 進委員に関する 条例第4条	経済労働局 農 地 課
川崎市勤労者福祉共済 運営協議会 昭和 49. 6. 26 設置	【目的】 勤労者福祉共済事業の円滑かつ効果的な運営を図るため設置する。 【所掌】 勤労者福祉共済の運営に関する重要事項を調査審議する。	川崎市勤労者福祉共済条例13条 川崎市勤労者福祉共済条例施行規則第17条・第18条・第19条	経済労働局 労働雇用部
かわさきマイスター 選考委員会 平成 27. 4. 1 設置	市内に居住し、又は在勤し、及び長年にわたり同一の職種に従事する者であって、卓越した技術又は技能を有するものの選考に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	経済労働局 労働雇用部
川崎市中央卸売市場開設 運営協議会 昭和 47. 4. 1 設置	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。 (1) 市場の開設 (2) 市場施設の整備 (3) 市場の業務の運営 (4) その他必要な事項 【部会等】 ○北部市場機能更新事業者選定部会	川崎市中央卸売市場業務条例第72条～第75条 川崎市中央卸売市場業務条例施行規則第89条～96条	経済労働局 中央卸売市場北部市場 管 理 課
川崎市地方卸売市場 南部市場運営審議会 平成 19. 4. 1 設置	【目的】 地方卸売市場の運営方針に関することその他市場の管理及び運営に関することについて調査審議する。 【所掌】 市長の諮問に応じ、川崎市地方卸売市場業務条例第74条に基づく南部市場運営審議会要領第2条各号に掲げる事項（市場の開設、施設の整備、条例の変更、公正かつ効率的な売買取引の確保等）を調査審議する。 【部会等】 ○南部市場運営方針検討部会	川崎市地方卸売市場業務条例第73条～第76条 川崎市地方卸売市場業務条例施行規則第84条～第89条	経済労働局 中央卸売市場北部市場 管 理 課

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市環境局 民間活用事業者選定評価 委員会 令和 4. 4. 1 設置	環境局が所管する事務における 民間事業者の活力を活用した手法 の導入の適否並びに民間活用に係 る民間事業者の選定及び評価に関 して調査審議する。	川崎市附属機関 設置条例第2条	環 境 局 庶 務 課
川崎市環境審議会 平成 16. 11. 1 設置	【目的】環境行政の総合的かつ計画 的な推進について調査審議する ほか、環境の保全に関する重要 事項について専門的に調査審議 する。 【所掌】諮問に応じて、次に掲げる 事項を調査審議する。 (1)環境基本条例、公害防止等生活 環境の保全に関する条例、廃棄 物の処理及び再生利用等に関す る条例及び緑の保全及び緑化の 推進に関する条例によりその属 させられた事項 (2)その他環境施策に関し市長が必 要と認めた事項	川崎市環境基本 条例第13条 川崎市環境基本 条例施行規則第 13条～第16条	環 境 局 企 画 課
川崎市環境影響評価 審議会 平成 12. 12. 1 設置	【目的】環境影響評価に係る手続等 を適正かつ円滑に推進するため 設置する。 【所掌】条例方法書・条例準備書の 審査等及び環境影響評価制度に 関する重要事項について、市長 の諮問に応じ調査審議する。	川崎市環境影響 評価に関する条 例第75条 川崎市環境影響 評価に関する条 例施行規則第73 条～第80条	環 境 局 環境評価課
川崎市地球温暖化防止 活動推進センター選定 委員会 平成 27. 4. 1 設置	地域地球温暖化防止活動推進セ ンターとして指定する法人の選定 に関して調査審議する。	川崎市附属機関 設置条例第2条	環 境 局 脱炭素戦略 推進室

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市廃棄物処理施設 専門家会議 平成 27. 4. 1 設置	一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可の申請における生活環境の保全等に係る適正な配慮に関して調査審議する。	川崎市附属機関 設置条例第2条	環 境 局 廃棄物指導課
川崎市健康福祉局 民間活用事業者選定評価 委員会 令和 4. 4. 1設置	健康福祉局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	健康福祉局 企 画 課
川崎市社会福祉審議会 昭和 47. 4. 1 設置	次に掲げる事項について調査審議する。 (1)民生委員の適否の審査 (2)身体障害者の福祉 (3)老人の福祉 (4)地域福祉計画 (5)その他社会福祉（児童福祉審議会及び精神保健福祉審議会の所掌事務を除く。） 【部会等】 ○民生委員審査専門分科会 ○身体障害者福祉専門分科会 ○老人福祉専門分科会 ○地域福祉専門分科会 ○審査部会(3)	社会福祉法第7条 ～第13条（必置） 川崎市社会福祉 審議会条例	健康福祉局 地域包括ケア推進室
川崎市民生委員推薦会 昭和 28.10. 1 設置	所掌事務は次のとおりとする。 (1)民生委員の推薦に関する基本方針を決定すること。 (2)民生委員候補者の適否を審査し、市長に対して推薦すること。 (3)その他推薦について必要な事項に関すること。 【部会等】 ○民生委員推薦区会（7）	民生委員法第8条 民生委員法施行 令（必置） 川崎市民生委員 推薦会規則	健康福祉局 地域包括ケア推進室

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市地域包括支援 センター運営協議会 平成27. 4. 1設置	地域包括支援センターの適切、 公正かつ中立な運営の確保と地域 包括ケアの推進を図るために設置 する。 【下部組織】 ○各区地域包括支援センター運営 協議会	介護保険法施行 規則第140条の66	健康福祉局 地域包括ケア推進室
川崎市災害弔慰金等支給 審査委員会 令和 1. 12. 16 設置	被災者に対して災害弔慰金及び 災害障害見舞金を支給するにあたり、自然災害による死亡であるか 否かの判定が困難な場合等に、審査会における審査を行うもの。	災害弔慰金の支給等に関する法律第18条 川崎市災害弔慰 金の支給等に関する条例第16条	健康福祉局 地域包括ケア推進室
川崎市福祉有償運送 運営協議会 平成 27. 4. 1 設置	福祉有償運送の必要性、安全及び 旅客の利便の確保のために必要な措置並びに旅客から収受する対 価に関して調査審議する。	川 崎 市 附 属 機 関 設置条例第2条	健康福祉局 高齢者在宅サービス課
川崎市介護保険運営協議会 平成 12. 7. 25 設置	介護保険事業の運営について専門 的な見地から調査審議するとともに、市民の意見を反映させるため設置する。 【部会等】 ○地域密着型サービス等部会	川 崎 市 介 護 保 険 条例第5条	健康福祉局 介護保険課
川崎市介護認定審査会 平成 11. 9. 6設置	保健・福祉・医療の専門家で構成し、要介護認定において2次判定 を行う機関。実質的には区ごとに 合議体を設置し2次判定を行う。 【部会等】 ○合議体（50）	介護保険法第14 条	健康福祉局 介護保険課

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市障害者施策審議会 昭和 47. 4. 1 設置	次に掲げる事項について調査審議する。 (1) 障害者のための施策に関する基本的な計画の策定又は変更に関し意見を述べること (2) 障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画の策定又は変更に関し意見を述べること。 (3) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること (4) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。	障害者基本法第36条（必置） 川崎市障害者施策審議会条例	健康福祉局 障害計画課
川崎市障害支援区分認定審査会 平成 18. 4. 1 設置	保健・福祉・医療の専門家で構成し、障害支援区分認定において2次判定を行う。 各区及び市合議体を設置し2次判定を行う。 【部会等】 ○合議体（5）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条	健康福祉局 障害福祉課
川崎市精神保健福祉審議会 平成 8. 4. 1 設置	精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議させるため、設置する。	精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第9条 川崎市精神保健福祉審議会条例	健康福祉局 精神保健課
川崎市自殺対策評価委員会 平成 27. 4. 1 設置	市における自殺対策の進捗状況等の評価及び自殺対策に係る重要事項について調査審議する。	川崎市自殺対策の推進に関する条例第12条	健康福祉局 精神保健課

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市心身障害者福祉 事業基金運営委員会 平成 27. 4. 1 設置	心身障害者福祉事業基金から生ずる収益により助成する事業の選定、当該基金に対する市民の理解及び協力の促進その他当該基金の適正な運営の確保のために必要な事項に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	健康福祉局 障害者社会参加・就労支援課
川崎市身体障害者更生資金 貸付審査会 昭和 33. 4. 1 設置	次の事項を審議する。 (1) 更生資金貸付の適否 (2) 貸付金の償還方法の変更又は減免 (3) 更生資金貸付の公正及び貸付金回収の促進 (4) その他必要と認めること	川崎市身体障害者更生資金貸付 条例第8条 川崎市身体障害者更生資金貸付 審査会規則	健康福祉局 障害者社会参加・就労支援課
川崎市地域医療審議会 昭和 51. 4. 1 設置	市長の諮問に応じ、本市における地域医療に関する重要事項を調査審議する。	川崎市地域医療 審議会条例	健康福祉局 保健医療 政策課
川崎市保健所運営協議会 平成 28. 4. 1 設置	本市の区域における地域保健及び川崎市保健所の運営に関する事項を審議する。	地域保健法第11 条 川崎市保健所運 営協議会条例	健康福祉局 保健医療 政策課
川崎市食育推進会議 平成 19. 4. 1 設置	川崎市の特性を生かした食育を推進するため設置する。 (1) 法第18条第1項の規定により、川崎市食育推進計画を作成し、及びその実施を推進すること。 (2) (1)に掲げるもののほか、本市の区域における食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。 【部会等】 ○川崎市食育推進会議部会	食育基本法第33 条第1項 川崎市食育推進 会議条例	健康福祉局 健康増進課
川崎市公害健康被害認定 審査会 昭和 49. 9. 21 設置	指定疾病に係る認定及び補償給付の支給について法の規定によりその権限に属させられた事項について調査審議し、市長に意見を述べるものとする。	公害健康被害の 補償等に関する 法律第44条・第 45条 川崎市公害健康 被害認定審査会 条例	健康福祉局 環境保健・ア レルギー疾患 対策課

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市公害健康被害補償 診療報酬等審査会 昭和 49. 9. 21 設置	次の各号に掲げる事項について 審査し、市長に意見を述べるもの とする。 (1) 公害健康被害の補償等に関する 法律に規定する診療内容及び診療 報酬 (2) 療養費に係る診療内容及び額	川崎市公害健康 被害補償診療報 酬等審査会条例	健康福祉局 環境保健・ア レルギー疾患 対策課
川崎市成人ぜん息患者 医療費助成認定審査会 平成 18. 11. 1 設置	川崎市成人ぜん息患者医療費助 成条例に基づく医療費助成の認定 又は更新にあたり、専門的な見地 から審査を行うほか、市長の諮問 に応じ、助成の範囲その他必要な 事項について調査研究を行う。	川崎市成人ぜん 息患者医療費助 成条例第8条 川崎市成人ぜん 息患者医療費助 成認定審査会規 則	健康福祉局 環境保健・ア レルギー疾患 対策課
川崎市医療安全 相談センター運営協議会 平成 27. 4. 1 設置	川崎市医療安全相談センターの 活動の方針及び相談の事例に関し て調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	健康福祉局 医事・薬事課
川崎市精度管理専門委員会 平成 27. 4. 1 設置	衛生検査所への立入検査及び精 度管理の指導に関する事項その他 検査精度の向上のために必要な事 項に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	健康福祉局 医事・薬事課

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市市民葬儀運営協議会 昭和 46. 12. 1 設置	「川崎市葬祭条例」に基づき、川崎市民が適正かつ低廉な料金で利用できる規格を定め、また、取扱業者の指定等、市民葬儀の運営に関する事項に関して調査審議すること。	川崎市葬祭条例 第16条	健康福祉局 保健医療 政策課
川崎市予防接種運営委員会 昭和 46. 4. 1 設置	予防接種事業の円滑な運営を図るため、市長の諮問機関として設置する。 (1) 予防接種事業の運営 (2) 予防接種に関連するものと考えられる事故の審査及び処理 (3) 予防接種の事故防止 【部会等】 ○事故対策部会	川崎市予防接種 運営委員会条例	健康福祉局 予防接種担当
川崎市感染症診査協議会 平成 11. 4. 1 設置	一類又は二類感染症患者の就業制限、入院勧告並びに患者の医療費の申請に関する必要な事項を審議する。 ○第1部会 ○第2部会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条(必置) 川崎市感染症診査協議会条例	(第1部会) 健康福祉局 感染症対策課 (第2部会) 区役所衛生課
川崎市感染症対策協議会 平成27. 4. 1 設置	感染症の予防及びまん延の防止のために必要な措置に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	健康福祉局 感染症対策課
川崎市国民健康保険 運営協議会 昭和 33. 4. 1 設置	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。	国民健康保険法 第11条(必置) 川崎市国民健康 保険条例第2条・ 第3条 川崎市国民健康 保険運営協議会 規則	健康福祉局 医療保険課

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市指定難病審査会 平成 30. 4. 1 設置	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく特定医療費助成制度の申請があった場合において、支給認定をしないこととするときは、当該申請に係る指定難病の患者について支給認定をしないことに関し審査を行う。 【部会等】 ○専門部会(15)	難病の患者に対する医療等に関する法律第8条 (必置) 川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例第2条～第7条	健康福祉局 国民年金・福祉医療課
川崎市精神医療審査会 平成 8. 4. 1 設置	法律による定期の報告等による審査及び退院等の請求による審査を行わせるため設置する。 【部会等】 ○合議体	精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第12条	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター総務・判定課
川崎市子ども・子育て会議 平成 25. 7. 1 設置	市における次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する意見 (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する意見 (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定、変更に関する意見 (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議 (5) 幼保連携型認定こども園の認可に関する意見 (6) 幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖の命令に関する意見 (7) 幼保連携型認定こども園の認可の取り消しに関する意見 【部会等】 ○計画推進部会 ○教育・保育推進部会 ○子ども・子育て支援推進部会	子ども・子育て支援法第72条第3項 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条 川崎市子ども・子育て会議条例	こども未来局 企画課

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市児童福祉審議会 昭和 47. 4. 1 設置	次に掲げる事項について調査審議する。 (1) 児童の福祉 (2) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉 (3) 母子保健 (4) 障害児の福祉 (5) 児童福祉施設及び家庭的保育事業等 (6) 里親 (7) 児童虐待の防止等 【部会等】 ○第1部会 ○第2部会 ○第3部会 ○第4部会	児童福祉法第8条 (必置) 川崎市児童福祉審議会条例	こども未来局 企 画 課
川崎市こども未来局 民間活用事業者選定評価委員会 令和 4. 4. 1 設置	こども未来局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定（川崎市保育所等整備事業者選定委員会の所掌事務に属するものを除く。）及び評価に関して調査審議すること。	川崎市附属機関設置条例第2条	こども未来局 企 画 課
川崎市保育所入所児童等健康管理委員会 平成 27. 4. 1 設置	保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等を利用し、又は利用することが予定されている保育を必要とする乳児又は幼児の健康管理に関して調査審議する。	川崎市附属機関設置条例第2条	こども未来局 保育・子育て推進部
川崎市保育所等整備事業者選定委員会 平成 27. 4. 1 設置	保育所を設置し、又は小規模保育事業を行う民間事業者の選定に関して調査審議すること。	川崎市附属機関設置条例第2条	こども未来局 保育対策課

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市青少年問題協議会 昭和 33.12. 3 設置	1 市における次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。 (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。 2 協議会は、前項に規定する事項に関し、市長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。	地方 青少年問題協議会法 川崎市 青少年問題協議会条例 川崎市 青少年問題協議会 条例施行規則	こども未来局 青少年支援室
川崎市子どもの権利委員会 平成 13. 9.20 設置	市長、その他の執行機関の諮問に応じて、子どもに関する施策における子どもの権利保障の状況について調査、審議し、その結果を答申する。市の子どもの権利に関する行動計画の策定に当たり、意見を述べる。	川崎市子どもの権利に関する条例第38条	こども未来局 青少年支援室
川崎市いじめ総合調査委員会 平成 26. 7.29 設置	いじめの重大事態発生後、いじめ問題専門・調査委員会の調査報告について市長が必要と認めたときに再調査を行う。	川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例第13条	こども未来局 青少年支援室
川崎市小児慢性特定疾病審査会 平成 27. 1. 1 設置	小児慢性特定疾病医療費申請について、市が小児慢性特定疾病児童等の保護者に医療費支給認定をしないこととすると、あらかじめ審査を行う。	児童福祉法第19条の4（必置）	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室
川崎市まちづくり局 民間活用事業者選定評価委員会 令和 4. 4. 1設置	まちづくり局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	川崎市附属機関設置条例第2条	まちづくり局 庶 務 課

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市建築審査会 昭和 26. 10. 10 設置	建築基準法及び川崎市特別工業地区建築条例等に規定する同意及び特定行政庁等の処分に対する審査請求の裁決についての議決を行わせるとともに、特定行政庁の諮問に応じて、建築基準法の施行に関する重要事項を調査審議する。	建築基準法第78条～第83条（必置） 川崎市建築審査会条例	まちづくり局 まちづくり調整課
川崎市開発審査会 昭和 47. 4. 1 設置	都市計画法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決その他同法によりその権限に属させられた事項を審議する。	都市計画法第78条（必置） 川崎市開発審査会条例	まちづくり局 まちづくり調整課
川崎市建築等紛争調停委員会 平成 16. 1. 1 設置	【設置】中高層建築物の建築及び総合調整条例対象事業に係る紛争の調停等を行うため設置する。 【所掌事務】市長の付託に応じ、紛争の調停を行うとともに、市長の諮問に応じ紛争の予防及び調整に関する重要事項について調査審議し、市長に意見を述べる。	川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第19条	まちづくり局 まちづくり調整課
川崎市都市計画審議会 平成 12. 4. 1 設置	都市計画法によりその権限に属された事項及び市長の諮問に応じ、本市の都市計画に関する事項を調査審議し、その結果を答申する。	都市計画法第77条の2・第87条の2 川崎市都市計画審議会条例	まちづくり局 都市計画課
川崎市都市景観審議会 平成 7. 4. 1 設置	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。 (1)景観計画の策定及び変更 (2)都市景観形成地区の指定等 (3)景観形成方針又は景観形成基準の策定及び変更 (4)景観重要建造物等の指定 (5)その他都市景観の形成に関する重要な事項	川崎市都市景観条例第27条 川崎市都市景観条例施行規則第29条～第34条	まちづくり局 景観・地区まちづくり支援担当
川崎市地区まちづくり審議会 平成 22. 4. 1 設置	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。 (1)地区まちづくり組織の認定、変更及び取消しに関すること (2)地区まちづくり構想の認定、変更及び取消しに関すること (3)地区まちづくりに関する勧告に関すること (4)その他地区まちづくりの推進に関する重要な事項	川崎市地区まちづくり育成条例第16条 川崎市地区まちづくり条例施行規則第27条	まちづくり局 景観・地区まちづくり支援担当

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎都市計画事業 登戸土地区画整理審議会 昭和 63. 12. 16 設置	登戸地区の土地区画整理事業に関し、換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について、市長の諮問に応じて審議し、その結果を答申する。	土地区画整理法 第56条～第64条 (必置) 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例第8条～第15条	まちづくり局 登戸区画 整理事務所
川崎市住宅政策審議会 平成 12. 4. 1 設置	川崎市住宅基本条例に定めるもののほか住宅及び住環境に関する政策に係る重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する。	川崎市住宅基本 条例第20条 川崎市住宅政策 審議会規則	まちづくり局 住宅整備 推進課
川崎市空家等対策協議会 平成 28. 4. 1 設置	空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行う。	空家等対策の推進に関する特別 措置法第7条第1 項 川崎市空家等対 策協議会条例	まちづくり局 住宅整備 推進課
川崎市建設緑政局 民間活用事業者選定評価 委員会 令和 4. 4. 1 設置	建設緑政局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定(川崎市都市公園条例(昭和32年川崎市条例第6号)第18条の5第1項に規定する川崎市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会の所掌事務に属するものを除く。)及び評価に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例(平成 27年川崎市条例 第1号)	建設緑政局 庶務課
川崎市公園緑地等整備計画 推進委員会 令和 5. 4. 1設置	公園、緑地等の整備等に関する計画の策定その他公園、緑地等の整備等の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例(平成 27年川崎市条例 第1号)	建設緑政局 みどり・多摩 川事業推進課
川崎市公募対象公園施設設置等 予定者選定委員会 令和 3. 4. 1 設置	都市公園法第5条の2第2項第9号に規定する評価の基準及び同法第5条の4第3項に規定する選定に関する事項について調査審議する。	川崎市都市公園 条例第18条の5	建設緑政局 みどり・多摩 川事業推進課
川崎市多摩川プラン 推進会議 平成 27. 4. 1 設置	多摩川の利活用に係る施策を総合的に展開させる計画を推進するために必要な事項に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例(平成 27年川崎市条例 第1号)	建設緑政局 みどり・多摩 川事業推進課

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市屋外広告物審議会 昭和 47. 4. 1 設置	次に掲げる事項について調査審議する。 (1) 広告物の規制 (2) 広告物のあり方及び広告物を掲出する物件の構造 (3) その他広告物についての重要な事項	川崎市屋外広告物条例第39条	建設緑政局 路 政 課
川崎市自転車等駐車対策協議会 平成 7. 4. 1 設置	自転車等の駐車対策に関する総合計画その他駐車対策に関する重要事項について調査審議する。	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第8条 川崎市自転車等駐車対策協議会条例	建設緑政局 自転車利活用推進室
川崎港港湾審議会 昭和 49. 4. 1 設置	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。 (1) 港湾計画 (2) 港湾環境整備負担金 (3) 上記のほか、港湾の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項	港湾法第35条の2（必置） 川崎港港湾審議会条例	港 湾 局 庶 務 課
川崎市港湾局 民間活用事業者選定評価委員会 令和 4. 4. 1 設置	港湾局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	川崎市附属機関設置条例第2条	港 湾 局 庶 務 課
川崎市臨海部国際戦略本部 民間活用事業者選定評価委員会 令和 4. 4. 1 設置	臨海部国際戦略本部が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	川崎市附属機関設置条例第2条	臨海部国際戦略本部 事業推進部
川崎市危機管理本部 民間活用事業者選定評価委員会 令和 4. 4. 1 設置	危機管理本部が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	川崎市附属機関設置条例第2条	危機管理本部 危機管理部

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市防災会議 昭和 38. 3. 19 設置	次に掲げる事務をつかさどる。 (1)川崎市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。 (2)市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。 (3)前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。 (4)前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務	災害対策基本法 第16条（必置） 川崎市防災会議 条例	危機管理本部 危機管理部
川崎市国民保護協議会 平成 17. 12. 22 設置	【目的】市の区域に係る市民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、市民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため設置する。 【所掌】 1 市長の諮問に応じて市の区域に係る市民の保護のための措置に関する重要事項を審議する。 2 重要事項に関し、市長に意見を述べる。	武力攻撃事態等 における国民の 保護のための措 置に関する法律 第39条（必置）	危機管理本部 危機管理部
川崎市 民間活用事業者選定評価 委員会 (区役所ごとに設置(7)) 令和 4. 4. 1 設置	区が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	区 役 所 総 務 課
川崎市市民提案型協働 事業審査委員会 (区役所ごとに設置(7)) 令和 4. 4. 1 設置	区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	区 役 所 企 画 課
川崎市消防局 民間活用事業者選定評価 委員会 令和 4. 4. 1 設置	消防局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	消 防 局 総務部企画担当

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市メディカルコントロール協議会 平成 27. 4. 1 設置	医師による救急救命士に対する指示並びに救急隊員に対する指導及び助言に係る体制の整備並びに傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	消 防 局 救 急 課
川崎市危険物等保安審議会 平成 27. 4. 1 設置	危険物、石油、高圧ガス等の保安の確保に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	消 防 局 保 安 課
川崎市コンビナート安全対策委員会 平成 27. 4. 1 設置	京浜臨海地区の区域その他の区域における火災及び危険物に係る流出等の事故の調査並びに当該事故の防止等のため講ずべき施策その他必要な事項に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	消 防 局 保 安 課
川崎市市民オンブズマン 平成 2.11. 1 設置	市民の市政に関する苦情を簡易迅速に処理し、市政を監視し非違の是正等の措置を講ずるよう勧告するとともに、制度の改善を求めるための意見を表明する。	川崎市市民オン ブズマン条例 川崎市市民オン ブズマン条例施 行規則	市 民 オンブズマン 事 務 局
川崎市人権 オンブズパーソン 平成 14. 4. 1 設置	市民が人権の侵害に関する相談及び救済の申立てを簡易に、かつ、安心して行うことができるよう必要な体制を整備し、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ、柔軟に人権の侵害からの救済を図る。	川崎市人権オン ブズパーソン条 例 川崎市人権オン ブズパーソン条 例施行規則	市 民 オンブズマン 事 務 局
川崎市教育委員会事務局 民間活用事業者選定評価 委員会 令和 4. 4. 1 設置	教育委員会が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議する。	川崎市附属機関 設置条例第2条	教育委員会 事 務 局 庶 務 課

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市学校運営協議会 平成 18.12. 1 設置	学校運営に関して保護者及び地域住民の学校運営への参画の促進や連携を進め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組む。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5 川崎市学校運営協議会規則	教育委員会事務局 教育政策室
川崎市いじめ防止対策連絡協議会 平成 26.10. 15 設置	いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。第10条第1号において同じ。）に係る機関及び団体相互の連絡調整を行い、当該機関及び団体の連携の推進のために必要な事項を調査審議する。	川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例	教育委員会事務局 指導課
川崎市いじめ問題専門・調査委員会 平成 26.10. 15 設置	(1)いじめの防止等のための対策を調査審議する。 (2)法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を調査審議する。	川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例	教育委員会事務局 指導課
川崎市教科用図書選定審議会 平成 27. 4. 1 設置	市立学校において使用する教科用図書の選定に関して調査審議する。	川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）	教育委員会事務局 指導課

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
社会教育委員会 昭和 24. 7. 1 設置	1 社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。 (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。 (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。 (3) 前 2 号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。 2 教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。 3 教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。 社会教育施設の運営の在り方についても、総合的な企画立案、提言等を行うため、各施設・分野に対応した専門部会を置く。 【部会】 ・教育文化会館専門部会 ・各市民館専門部会（幸、中原、高津、宮前、多摩、麻生） ・図書館専門部会 ・青少年科学館専門部会 ・日本民家園専門部会 ・有馬・野川生涯学習支援施設専門部会 ・青少年教育施設専門部会	社会教育法第 15 条～第 18 条 川崎市社会教育委員条例 川崎市社会教育委員会規則	教育委員会事務局生涯学習推進課
川崎市文化財審議会 昭和 34. 9. 22 設置	文化財の指定又はその保持者の認定並びに指定又は認定の解除、現状の変更その他必要と認められる事項に関して教育委員会の諮問に応ずる。	川崎市文化財保護条例第 3 条・第 4 条 川崎市文化財審議会規則	教育委員会事務局文化財課
川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会 平成 27. 4. 1 設置	橘樹官衙遺跡群の調査並びに保存、整備及び管理に関する事項に関して調査審議すること。	川崎市附属機関設置条例（平成 27 年川崎市条例第 1 号）	教育委員会事務局文化財課